

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十八号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十二号イ中「第二十二条の十一第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改める。

(広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則(平成七年広島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十号ロ中「第二十二条の十一第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改める。

(森林法施行細則の一部改正)

第三条 森林法施行細則(昭和五十二年広島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「第二条」を「第四条」に、同条第三項中「第二条第一号」を「第四条第一号」に、同条第四項中「第二条第二号」を「第四条第二号」に改める。

第五条第二項第一号中「第二条」を「第四条」に改める。

第十三条第二号中「第二条第三号」を「第四条第三号」に改める。

第十五条第一項中「第十五条第一項」を「第四十八条第一項」に、同条第二項中「第十五条第二項」を「第四十八条第二項」に、同条第三項中「第十五条第二項第一号」を「第四十八条第二項第二号」に、同条第四項中「第十五条第二項第二号」を「第四十八条第二項第三号」に、同条第五項及び第六項中「第十五条第二項第三号」を「第四十八条第二項第三号」に、同条第七項中「第十五条第二項第一号」を「第四十八条第二項第一号」に改める。

第十六条中「第十九条」を「第五十一条」に改める。

第十九条第一項中「第二十二条の十五第一号」を「第七十二条第一号」に、同条第二項中「第二十二条の十五第二号」を「第七十二条第二号」に、同条第三項中「第二十二条の十五」を「第七十二条」に改める。

別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「第22条の15」を「第72条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。